

指定第 1 号通所事業所（総合事業通所介護）ひだまり

【重要事項説明書】

ご利用者様に対する「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」の提供に当たり、当事業所がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「事業対象者」と認定された方が対象となります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝目 次＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

1. 事業者
2. 事業の目的及び運営方針
3. 事業所の概要
4. 事業所の職員体制
5. 従業者の業務内容
6. 利用料金等
7. 利用条件とサービス内容
8. 介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画書の作成と変更
9. サービス利用に当たっての留意事項
10. 虐待の防止について
11. 秘密保持及び個人情報の保護
12. 緊急時の対応
13. 非常災害・感染症の対応
14. 相談・苦情受付
15. 実習生の受入れについて
16. 事業者に関する緊急時連絡先

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人ひだまり
法 人 所 在 地	滋賀県米原市本郷 603-1
電 話 番 号	0 7 4 9 - 5 5 - 3 1 3 1
F A X 番 号	0 7 4 9 - 5 5 - 8 6 8 6
代表者職氏名	理事長 永田 かおり

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

利用者が、住みなれた地域でできる限り自立した生活が送れるように生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援することを援助し、さらにそのご家族等の身体的、社会的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

利用者一人一人の性格や生き方を大切にし、ゆっくりのんびり寄り添うような予防介護を行います。

3. 事業所の概要

事 業 所 名	デイサービスひだまり
事業所の所在地	滋賀県米原市一色 458-2
管 理 者 氏 名	三宅 祐子
管理業務担当者氏名	大谷 綾奈
介護保険指定番号	2 5 A 2 4 0 0 0 1 7 （指定年月日：平成 28 年 10 月 1 日）
サービスの種類	第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当）
利 用 定 員	18 人
営 業 日	月曜日から土曜日（1 月 1 日から 3 日は除く） ※ただし、年末年始に休日が 4 日続く場合は、内 1 日を営業日とする。
営 業 時 間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 20 分から 14 時 30 分まで
サービス提供地域	米原市 ※米原市以外から利用希望される方はご相談ください。
設 備 等	食堂、機能訓練室、浴室、相談室、静養室、送迎車

4. 事業所の職員体制

従 業 者	常 勤	非常勤	計	資 格 等
管 理 者（兼 務）	1 人		1 人	介護福祉士
生 活 相 談 員				介護福祉士
看 護 職 員 兼機能訓練指導員				看護師、准看護師
機 能 訓 練 指 導 員				理学療法士、作業療法士、 あん摩師
介 護 職 員				介護福祉士、2 級ヘルパー等 介護職員初任者研修終了者等
調 理 員				
(備考)				

5. 従業者の業務内容

管 理 者	① 事業所全体の管理・監督、業務の統括
生 活 相 談 員	① 利用者の状態把握とサービスの調整 ② サービス内容及び業務内容の検討と改善 ③ 利用者からの苦情・相談の受付 ④ 管理者、従業者の業務補助
看 護 職 員	① 利用者の状態把握及び健康管理、医療処置 ② 利用者の状態に合わせた介護の指導と実践 ③ 介護職員の業務補助
介 護 職 員	① 利用者の状態把握と状態に合わせたサービスの提供 ② レクリエーションの立案と実践 ③ 利用者の送迎介助 ④ サービス内容及び業務内容の検討と改善 ⑤ 管理者及び生活相談員の業務補助
調 理 員	① 利用者の食事の調理と提供 ② 利用者の嗜好及び栄養管理上の注意点の把握 ③ 利用者の咀嚼・嚥下状態に合わせた調理の工夫

6. 利用料金等

- (1) 第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当）サービス利用料金表 … 別紙 1
- (2) その他の料金 … 別紙 1
- (3) 自主事業の料金 … 別紙 2
- (4) 利用料金の変更

- ① 事業者は厚生労働大臣の定めるところ（介護保険法令等の改正）により、介護予防給付費に変更があった場合は、介護保険が適用される利用料金を変更することがあります。
- ② 事業者は諸般の事情を考慮の上、自己負担相当の料金を変更することがあります。
- ③ 事業者はサービス提供における料金の変更を行った場合は、新しい料金体系について利用者に説明するとともに、別紙にて変更内容を記した書面を交付します。

（５）利用料金のお支払方法

前記（１）～（３）の料金・費用は１か月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月 20 日までに（自動口座引落しを除く）お支払いください。

- ① 当該事業所での現金支払い
- ② 銀行振込み

【銀行振込みの場合の金融機関】

滋賀銀行／米原支店の指定の口座をお願いします。

- ③ 自動口座引落し（毎月 20 日、金融機関が休日の場合はその翌営業日）

【口座引落としの場合の金融機関】

ゆうちょ銀行を除く金融機関でお願いします。預金口座振替依頼書にご記入・捺印いただきます。

7. 利用条件とサービス内容

- （１）当事業所の介護予防・日常生活支援総合事業サービスをご利用いただく場合は、契約の締結とともに、サービス利用開始日の直近（原則 1 か月以内）に医師が発行した「診療情報提供書」等、利用者の身体状況がわかる書面文書を提出していただきます。
- （２）認定区分及び有効期限を確認するため、利用者の被保険者証を提出していただきます。
- （３）担当の地域包括支援センターが作成した「介護予防サービス計画書」又は「介護予防マネジメントケアプラン」を確認の上、利用者の希望を考慮した「介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画」を作成し、送迎、食事の提供、入浴介助等、利用者の状態に応じたサービスを提供します。

8. 介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画書の作成と変更

- （１）事業者は、担当の地域包括支援センターが作成した「介護予防サービス計画書」又は「介護予防マネジメントケアプラン」に沿って、利用者の「介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画」を作成・交付するとともに、サービス内容を利用者に説明し、同意を得ます。
- （２）利用者は、いつでも心身の状態に応じて希望を述べ、事業者と協議の上、事業者が提供するサービス内容を変更することができます。また、心身の状態の大きな変化に伴い、サービス内容を変更したい場合には、「介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計

画」の変更を希望することができます。

- (3) 事業者は利用者及びご家族から「介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画」の変更を求められた場合には、速やかに担当の地域包括支援センターに連絡するとともに、その内容を検討し、利用者の状況に応じた「介護予防・日常生活支援総合事業個別サービス計画」を作成します。

9. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用日の前日から当日にかけての体調確認をお願いします。
- (2) 利用日の当日の体調がすぐれない場合は、無理なご利用はお控えください。
- (3) 体調不良等による欠席やサービスの中止及び変更などを希望される場合は、必ず連絡をお願いします。

- (4) 事業者は、事業者の従業者、実習生、ボランティア（以下「従業者等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関するサービスを中止し、契約を解約することがあります。

- ① 身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（従業者等が回避したため危害を免れたケースを含む）

- 【例】 ・包丁（刃物）を向ける
- ・首を絞める
 - ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
 - ・ひっかく、つねる
 - ・服を引きちぎる
 - ・手を払いのける
 - ・唾を吐く
 - ・物を投げつける

- ② 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

- 【例】 ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
 - ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
 - ・従業者等にいやがらせをする
 - ・気に入っている従業者等以外のサービスを拒否する
 - ・刃物を胸元からちらつかせる
 - ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
 - ・業務終了後も要望を次々と出される
 - ・契約業務以上のサービスを強要する
 - ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする

- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

③ セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- 【例】
- ・必要もなく手や腕を触る
 - ・抱きつく
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・あからさまに性的な話をする
 - ・卑わいな言動を繰り返す
 - ・従業者等の衣服等に手を入れる

④ その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

- 【例】
- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
 - ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
 - ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
 - ・従業者等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
 - ・特定の従業者等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

10. 虐待の防止について

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従事者に結果の周知徹底を図ります。
- （2）虐待防止のための指針を整備します。
- （3）従事者に対し、研修を定期的実施します
- （4）上記措置を適切に実施するために責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 大谷 綾奈

11. 秘密保持及び個人情報の保護

- （1）事業者及びその従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はご家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約が終了後も同様とします。

- (2) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

12. 緊急時の対応

- (1) 事業者は、利用者がサービスの提供中に体調不良等、容態の変化等があった場合及び事故・災害等の不測の事態により緊急の対応が生じた場合は、ご家族、主治医、病院及び関係機関等へ速やかに連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者及びご家族は、上記の事態に備え、あらかじめ事業者に対し緊急時の連絡先を伝えるものとします。
- (3) 事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」
保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会保障制度 (引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)
保障の概要	事業者が業務遂行中若しくは遂行の結果、又は施設の所有、使用若しくは管理に起因する対人・対物事故について負担する賠償問題が発生した場合の補償

13. 非常災害・感染症の対応

- (1) 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとします。
- (3) 職員に消防計画及び業務継続計画等について定期的に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとします。

非常時の対応	職員の誘導により避難（別に定める防災計画による）
防火設備	屋内消火器、火災警報機
避難誘導口	5箇所（主となる誘導口は3箇所）
非常時の避難先	米原市人権総合センター（住所：米原市一色 444 番地） ※事業所より南へ徒歩 5 分 【電話】 0749-54-2444
防火管理者	川 瀧 諭

14. 相談・苦情受付

事業者は、利用者及びその家族等の相談、苦情等に対し、誠意を持ってその解決に努めるものとします。

《相談・苦情窓口》

当事業所	社会福祉法人ひだまり	担当者 大谷 綾奈 月曜日～土曜日 8:30～17:30 電話番号 0749-54-2277
行政機関 その他	米原市役所 健康福祉部高齢福祉課	電話番号 0749-53-5122 住 所 米原市米原 1016 番地
	滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号 077-522-2651 077-522-0065 住 所 大津市中央四丁目 5 番 9 号 (滋賀県厚生会館内)
	滋賀県運営適正化委員会	電話番号 077-567-4107 住 所 草津市笠山 7-8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

15. 実習生の受入れについて

事業者は、介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関又はその他教育機関からの依頼を受け、現場実習の受入れを行います。実習生が利用者の方々に対して適切な関わり方が行えるよう養成機関や従業者により指導を行います。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

16. 事業者に関する緊急時連絡先

事業所連絡先	一 色 事 業 所	電話番号 0749-54-2277
	管 理 者	電話番号 080-9594-4210

年 月 日 本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業 者	所在地	〒521-0212 滋賀県米原市本郷603-1		
	名称	社会福祉法人ひだまり		
	代表者	永田 かおり		
事業 所	事業所名	ひだまり		
	管理者	三宅 祐子		
	管理業務担当	大谷 綾奈		
	説明者	⑩		
	電話番号	0749-54-2277	FAX	0749-54-2299



本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

ご本人様	住所	郵便番号 (-)		
	氏名	⑩		
	電話番号	() -		

代理人様	私は、本人に代わり上記署名を行いました。			
	本人との関係		署名を代行した理由	
	住所	郵便番号 (-)		
	氏名	⑩		
	電話番号	() -		

〈別紙 1〉

(1) 第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当）サービス利用料金表

原則として負担割合に応じて、次の基本料金をご負担いただきます。

要介護度	サービス利用料金 (円/日)	介護保険適用時の自己負担額 (円/日)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者 1 (1 月の中で合計 4 回まで)	4,360	436	872	1,308
事業対象者 2 (1 月の中で合計 8 回まで)	4,470	447	894	1,341

要介護度	サービス利用料金 (円/月)	介護保険適用時の自己負担額 (円/月)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者 1 (5 回以上の利用から)	17,980	1,798	3,596	5,394
事業対象者 2 (9 回以上の利用から)	36,210	3,621	7,242	10,863
科学的介護推進体制加算	400	40	80	120
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (月 1 回)	1,600	160	320	480
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)ロ (月額)	サービス利用料+各種加算に 12.5% を乗じた額			

(2) その他の料金

入浴サービス	利用料金に含む	
食 材 費	1 日あたり 700 円 (おやつ代を除く)	
教 養 娯 楽 費	1 回あたり実費 (外出時の入園料など)	
お む つ 代	1 個あたり 120 円	全額自己負担
パ ッ ト 代	1 個あたり 30 円	全額自己負担
複写物の交付	1 枚あたり 30 円	全額自己負担
送 迎 代 等	・ サービス提供地域内にお住まいの方 …… 無料 ・ サービス提供地域外にお住まいの方 (提供地域を越えた時点から 1 キロメートルにつき) …… 50 円	

〈別紙 2〉

(3) 自主事業の料金

事業者は、利用者及びその家族等から希望があり、従業者の体制が整っている場合に限り、自主事業のサービスとして宿泊事業を実施しています。利用料に当たる宿泊料金については、介護保険の適用を受けません。しかし、米原市在住の利用者には、「なじみの安心システム」を月 3 回、年間 12 回を限度に利用でき、1 回 2,400 円の利用料により利用できます（食材別途）。なお、「なじみの安心システム」の上限回数を超えて利用される場合又は長浜市在住の方は次の料金にてお受けします。

宿泊 1 泊あたり	全額自己負担 7,000 円
夕・朝食費（別途必要）	1,100 円（おやつ代を除く）

事業者は利用者及びそのご家族等から希望があり、従業者の体制が整っている場合に限り、自主事業のサービスとして、日曜日の日中の預かりサービスを実施しています。なお、利用料金については介護保険の適用を受けません。

ご利用料金	全額自己負担 1 日 4,000 円
昼食代	全額自己負担 1 日 700 円（おやつ代を除く）
時間帯	9 時 20 分～14 時 30 分